

道徳教育に係る評価の在り方に関する専門家会議(第4回)

発達障害のある子供の 道徳指導における困難と配慮

兵庫教育大学
特別支援教育コーディネーターコース
樋口 一宗

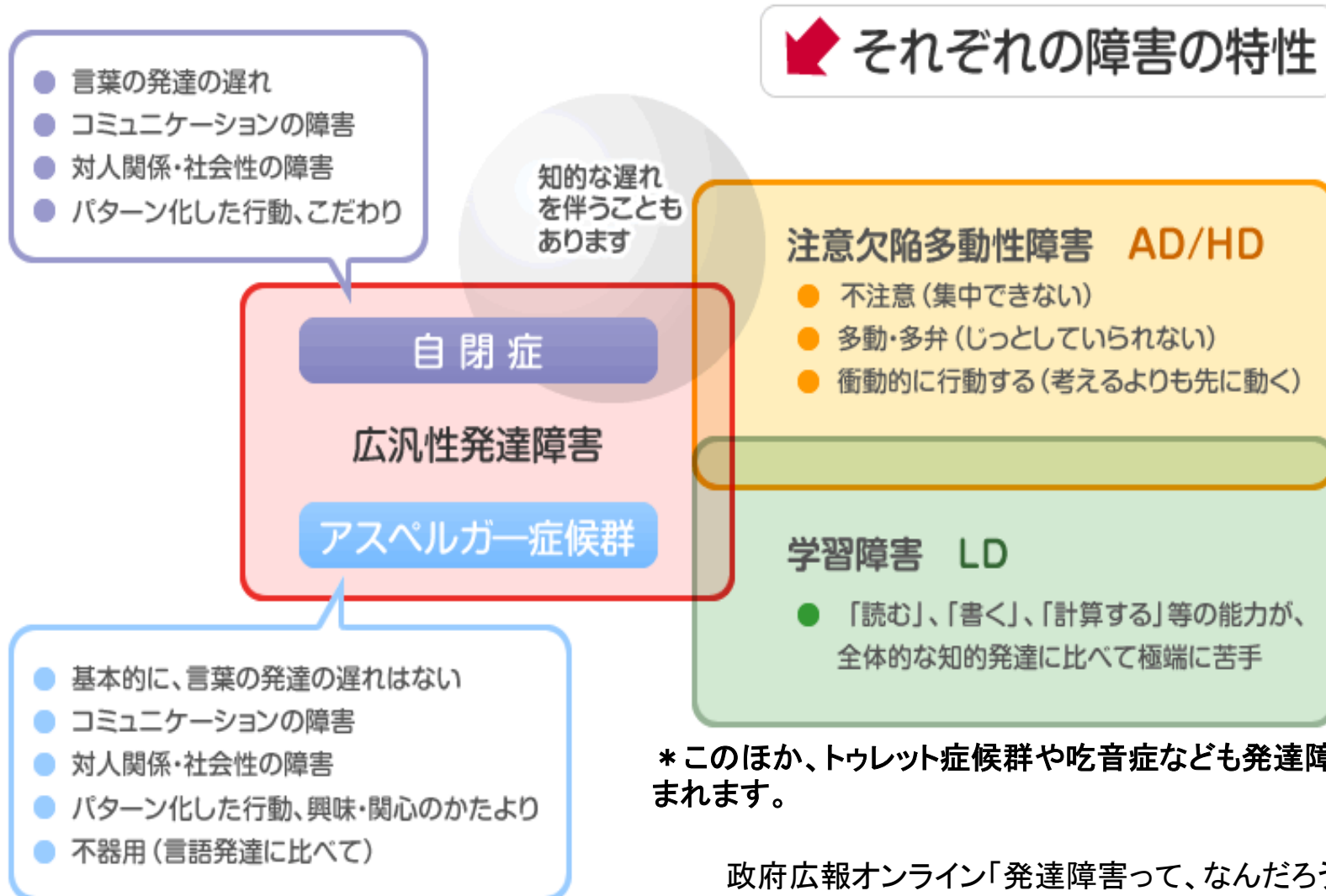
1. 発達障害とは

(定義)

- 第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

(発達障害者支援法)

【発達障害とは】



*このほか、トゥレット症候群や吃音症なども発達障害に含まれます。

政府広報オンライン「発達障害って、なんだろう？」より

<http://www.govonline.go.jp/featured/201104/contents/rikai.html>

2. 代表的な困難と必要な配慮

(1) 学習障害(LD)

① 困難の状態

- 「聞く・話す」はできても、「読む・書く」が苦手なことが多い。
- 文字の認識が困難な場合は、画数の多い漢字の識別や相手の表情を見分けることなどが難しい。



② 道徳指導上の困難

- 読み書きの習得については、努力が成果に結びつかない経験をしており、「努力してやり遂げる」ことには消極的になり易い。
- 読書が苦手で自主的に本を読む習慣がないため、知らない言葉が多い。同年齢の子供であれば理解できると予想されることを理解していない、あるいは誤解している場合がある。
- 自分の気持ちを文字で表現できない(話し言葉であればむしろ流暢に表現できる)ために、文字による言語活動を重視した場合、評価が下がる。

③ 指導・評価上の必要な配慮

- 言葉の意味や正しい名称を知らないことが多いので、言葉の意味などを丁寧に伝える。
- 提示する教材や試験問題などには、音声による情報を付け加える。
- 自分の考えを文字で表現したり、文字で書かれた他者の意図を読み取ることが苦手なので、言語コミュニケーションの方法を文字言語のみに限定しない(口頭で答えることも可能とする)。
- 漢字の習得のみが困難な場合には振り仮名を振る。

(2) 注意欠陥多動性障害 (ADHD)

① 困難の状態

- 注意(心が向けるべき対象にスポットライトを当てる働き)の問題がある(選択性、持続性、分配)。
- 多動性・衝動性の問題がある。

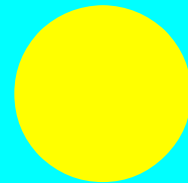
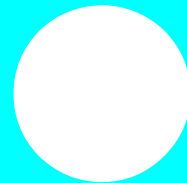
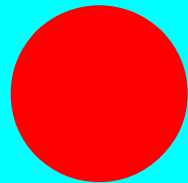
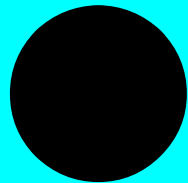
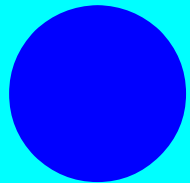


選択的注意(3はいくつ?)

0030008005003000060000800000
8000000800000000500001000080
000000600008000000680000008
0000030008000080000000006000
8000000000007000000800008000
500008000800060050030000008
00030000080000000000000080060
0800600008000000800500008006

衝動の抑制 ストループ課題

赤 青 黒 黄 白



赤

青

黒

黄

白

② 道徳指導上の困難

- 注意持続が短く、態度が変わり易いため、気まぐれで誠実ではないように見える。
- 多動性、衝動性により、ルールを守る気がない、安全を軽視していると受け止められる。
- 相手の気持ちを考えない、結果がどうなるのか考えないで始めた行動やうっかりミスにより問題が起こる。
- ものごとを最後まで注意していないために、結末を記憶していない。「自分ではない」と主張し、それが嘘やごまかしと思われる。
- 別のことに注意がそれて、期限や待ち合わせなどの約束を守れない傾向がある。

③ 指導・評価上の必要な配慮

- 適度な時間で活動が切り替わり、注意が持続できるようにする。
- 即時賞賛(ご褒美の遅延を嫌う傾向がある)。
- 「あと五分」、「ここまでやったら」など、短期的で具体的な見通しを示して努力できるようにする。
- 必要なことをメモする、掲示する、付せんで示すなどして、単純なミスをしなくて済むようにする。
- チェックリストや備忘録、スケジュール表などを用意し活用する。
- 本心を理解するための対話の工夫、幅広い場面での観察をする。

(3) 自閉症又はそれに類するもの(ASD)

① 困難の状態

- 社会性の発達が遅い。
- 相手の心情理解が難しい。
- 暗黙のルール、常識が理解できない。
- 特定の事物へのこだわり(やめない、変えない、始めない)がある。
- 感覚の異常があることが多い。



「心の理論」

・「他者の心的状態を理解する能力」の獲得が遅れる

※自閉症者に特有の現象ではないとの説もある。

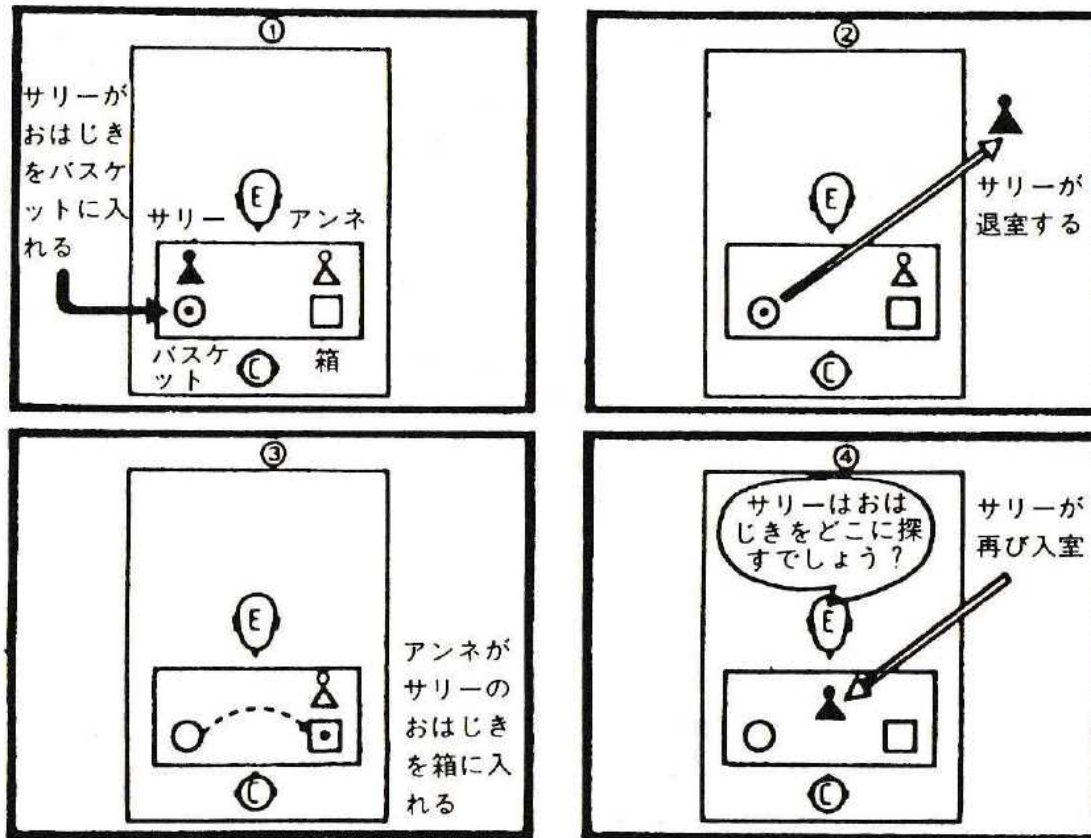


図5・4 誤った信念の理解のための「サリー・アンネ・テスト」の図解 (C=子ども、E=実験者) (Baron-Cohen, Leslie, and Frith 1985より)

【参考事例】

Aさん(成人当事者)

・Bさんとの共同作業では、Aさんの都合に合わせてAさん分の作業を優先した。

・Bさん分の作業は、Aさんの半分までしか進んでいなかった。

・Bさんが図示して説明するまで、そのことに気づかなかった。

・相手の作業の進捗状況はまったく意識していなかった(悪気はなかったが、思いやりのない行動であると受け止められるだろう)。

② 道徳指導上の困難

- 相手の気持ちを想像することが苦手で、字義通りの解釈をする（「そっちにタバスコある？」「あるよ」）。
- 明文化されていないもの、暗黙のルールや一般的な常識が理解できない。
- こだわり行動または感覚の過敏により、望ましいとわかっていてもその通りにできないことがある。（「してはいけないことなのに、何度注意されても同じことを繰り返してしまいます」東田直樹、2007、自閉症の僕が跳びはねる理由、エスコアール）
- 誤って学習したことの修正が困難（例：「仕返しは当然である」）

③ 指導・評価上の必要な配慮

- 他者の心情を理解するために、役割を交代して動作化や劇化を行う。
- 「〇〇と言ったのは、△さんが『～だ』と思っていたからです」などと、主語を明確にして説明する。
- わかり易く伝えるために、イラストにしたりセリフを書き込んだりすることができるようにする(例:コミック会話、吹き出し)。
- ルールは明文化する。同時に、本人が理解してもこだわり等により変えられない場合もあると理解しておく。
- 最初から正しい知識を伝え、途中で修正する必要のないようにする。また、誤った理解をしていないか適宜確認し、できる限りの修正をする(例:野菜はキャベツ)。

3. 発達障害のある子供が 習得しにくい道德の内容

(1) 主として自分自身に関すること

| 障害種 | 具体的な内容 |
|------|--|
| LD | <ul style="list-style-type: none">・早くから自己の欠点には気づくが、努力不足のためと思い自己肯定感が下がる。・読み書きの努力が報われないため、努力を放棄する傾向が強い。 |
| ADHD | <ul style="list-style-type: none">・善悪の判断はつき、よいことを行おうと思うが、その時々興味・関心を優先して行動し、後で後悔する。・記憶があいまいであったり、思い付きで発言したりするために、うそやごまかしと受け取られる可能性。・途中で注意がそれるために、身の回りを整えることは苦手。・衝動性により生活習慣は乱れがちであり、集中し過ぎて節度を守れないことがある。・やるべきことがわかっていても別のことに熱中してしまう傾向がある。 |
| ASD | <ul style="list-style-type: none">・こだわりにより、過ちを過ちと認めることができない場合がある。・自己を客観視する(他者の立場から自己を見る)ことは難しい。・やるべきだと決めたことは遂行する。規則正しい生活を好み、融通がきかない。 |

(2) 主として人とのかかわりに関すること

| 障害種 | 具体的な内容 |
|------|--|
| LD | <ul style="list-style-type: none">・言葉遣いや他者の表情を読み取ることなどに困難を有することもあるが、ほぼ問題はない。 |
| ADHD | <ul style="list-style-type: none">・身近な人に温かな心情をもっていても、反応を楽しむために心無いいたずらや嫌がらせをしたりすることがある。・挨拶や礼儀などの望ましい接し方を知っていても、その時々 of 感情のままに行動してしまうことがある。・友達と仲よくしたいという気持ちはあるが、衝動的な行動や発言によりトラブルになることが多い。 |
| ASD | <ul style="list-style-type: none">・他者の心情が理解しにくい、相手の立場に立って考えることが難しいために、思いやりの気持ちをもちにくい。・温かい心、真心、信頼などの概念を理解しにくい。・他者とのコミュニケーション、良好な人間関係を形成すること自体が困難である。・時と場を総合的に判断することが難しいので、それらに応じた適切な行動を選択できない。 |

(3) 主として集団と社会とのかかわりに 関すること

| 障害種 | 具体的な内容 |
|------|---|
| LD | ・「立ち入り禁止」などの掲示されたルールは理解できない可能性。 |
| ADHD | ・約束や社会のきまりの大切さは理解できても、その時々感情や都合などを優先するため、守れないことがある。 ・好き嫌いなどの感情を優先して人に接する傾向がある。 ・公正、公平な態度がよいとわかっているにもかかわらず、自己の感情を優先することが多い。 |
| ASD | ・約束や社会のきまりを理解すると守ろうとするが、こだわりなどにより守れないこともある。 ・相反する約束や決まり事がある時、どちらを優先すべきか総合的に判断することは難しい。 ・人に対しては比較的公平であろうとする傾向が強いが、上下関係などの理解は難しい。 ・相手の立場に立つことが難しいので、わかり易く自分を表現することや相手を理解することなどは困難である。 ・母子の愛着形成が遅れるので、それ以外のものに愛着をもつことも遅れる傾向がある。 ・国などに対する概念がどの程度理解できているのか把握しにくい。 |

(4) 主として生命や自然、崇高なものとの 関わりに関すること

| 障害種 | 具体的な内容 |
|------|---|
| LD | ・障害のない子供と比較し、特に問題はない。 |
| ADHD | ・動植物や自然を愛護しようという気持ちは持てるが、その時々感情のままに行動してしまい、反対の行動をしてしまう場合がある。 |
| ASD | ・身近な人の死などから「生命とは何か」に強く関心や好奇心を持つことがあるが、生命の尊さ、かけがえのないものといった概念は、かなり年齢が上がらないと理解できないようだ。 ・動植物に危害を加えた場合でも、その痛みに関心することが苦手。 ・生命や自然、崇高なものなどの高次の概念をどの程度理解しているのか、その程度を把握することが困難。 |

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする 児童生徒に関する調査結果（概要）

平成24年12月公表(文部科学省調査)

【調査内容】複数の質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況、及び受けている支援の状況等。

○知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

| | 推定値（95%信頼区間） |
|--------------------------------|-----------------|
| 学習面又は行動面で著しい困難を示す | 6.5%（6.2%～6.8%） |
| 学習面で著しい困難を示す A：学習面で著しい困難を示す | 4.5%（4.2%～4.7%） |
| 行動面で著しい困難を示す | 3.6%（3.4%～3.9%） |
| B：「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す | 3.1%（2.9%～3.3%） |
| C：「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す | 1.1%（1.0%～1.3%） |
| 学習面と行動面ともに著しい困難を示す | 1.6%（1.5%～1.7%） |
| A かつ B | 1.5%（1.3%～1.6%） |
| B かつ C | 0.7%（0.6%～0.8%） |
| C かつ A | 0.5%（0.5%～0.6%） |
| A かつ B かつ C | 0.4%（0.3%～0.5%） |

図1 学習面

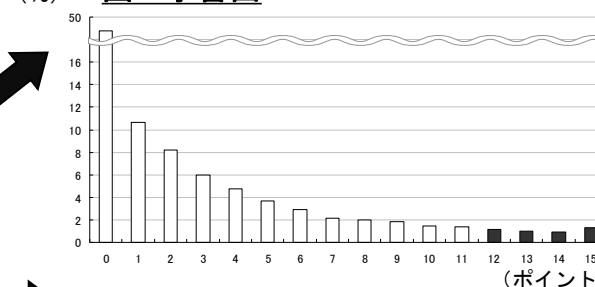


図2 行動面(不注意、多動性-衝動性)

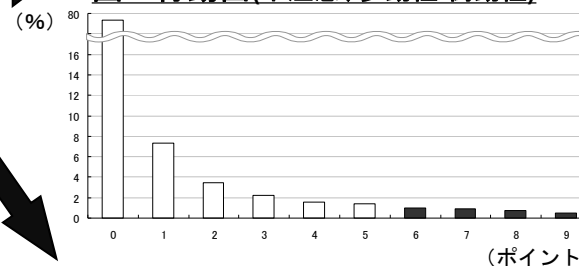
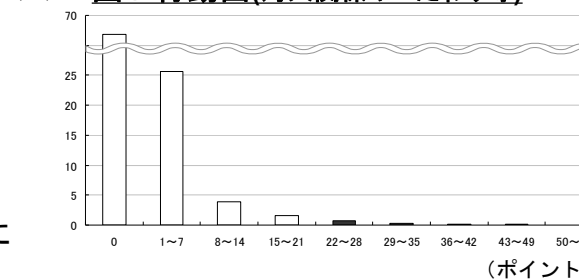


図3 行動面(対人関係やこだわり等)



※調査対象：全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする抽出調査（標本児童生徒数：53,882人（小学校：35,892人、中学校：17,990人）、回収率は97%）

※留意事項：担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。

障害のある児童の指導（学習指導要領における記述）

＜小学校学習指導要領（平成20年告示）＞ （中学校学習指導要領もほぼ同旨）

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- (7) **障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。**

特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

＜小学校学習指導要領解説 総則編＞

第3章 第5節 7 障害のある児童の指導

小学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童とともに、**通常の学級にもLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症などの障害のある児童が在籍していることがあり、これらの児童については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。**

- (12) ～（省略）～、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

※特別支援学級、通級による指導について、特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校学習指導要領等を参考にするなどして、実情に合った教育課程を編成（文科省H21.3通知、小学校学習指導要領解説 など）